Ｄ　民事信託の基本的理解

42

Q

なぜ、民事信託について理解しておかなければならないのでしょうか？

どの程度、理解しておく必要がありますか？

A

現在、社会的に「民事信託」が注目を集めていますが、社会全体として正しい理解がされているとはいいがたい状況です。

また、高齢者本人が「民事信託」を検討する場合もありますが、その周囲の方がそれぞれの思惑で検討されている例も多く見受けられます。

そのなかで「民事信託を利用すれば成年後見制度の利用を回避できる。」などと不適切な助言をする関係者が存在することも事実です。

よって、中核機関としては、高齢者の権利擁護の観点から、成年後見制度の隣接する制度として適切なアドバイスができるよう、また、適切な専門職や関係団体に相談をつなげられるよう、民事信託に関する一次相談の窓口として必要な知識を得ておく必要があります。

D 民事信託の基本的理解

信託のしくみ

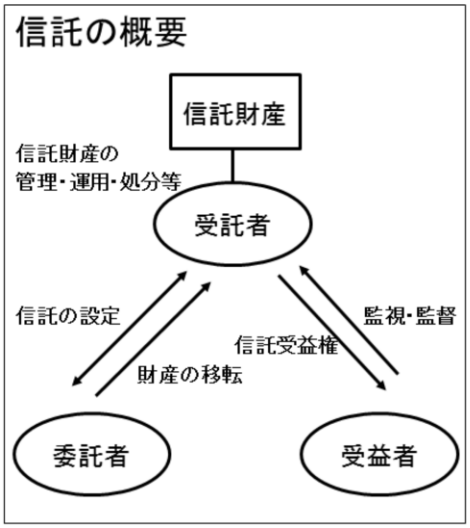

①委託者が受託者に対し一定の目的を示して信託を設定する

②委託者が受託者に財産を移転する（受託者が名義人となる）

③受託者は信託目的に従い受益者のために信託財産を管理・運用・処分等する

④受益者は信託財産から利益を受け取る

⑤信託が目的達成等により終了した場合、残余財産受益者または帰属権利者が残余財産の給付を受ける

Q

財産の移転とは、具体的には、不動産の名義が換わる、預貯金の名義が代わるということですか？贈与とは違いますか？

A

売買や贈与とは違います。

「信託」として、その財産の帰属先が委託者から受託者に移転して、その財産に関する権利と義務が受託者に帰属します。

D 民事信託の基本的理解

民事信託の事例

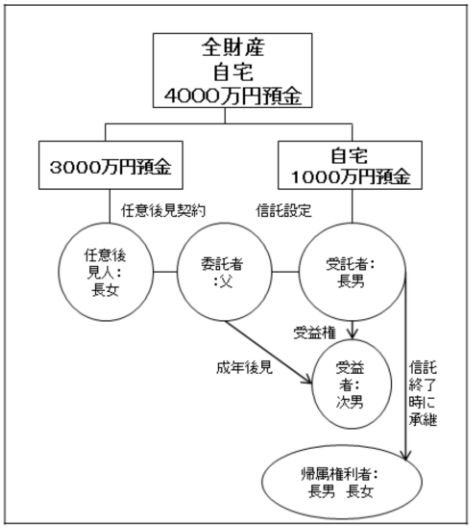

全財産は自宅と預金4000万円

知的障害者である次男を自宅に住まわせたいが、次男の死後は長男と長女に財産を承継させたい。

次男の収入は障害者年金しかないので、不足する生活費支出のために預金1000万円を充てたい

次男について父が自らを成年後見人候補者として後見開始申立てをしたい

父が将来において判断能力が低下した場合のために長女と任意後見契約を締結したい

【民事信託】（遺言信託）

（信託財産:自宅不動産 1000万円）

委託者:父　受託者:長男

受益者:次男（知的障害者）

帰属権利者:長男・長女

【後見開始申立て】

被後見人:次男 申立人:父 後見人候補者:父

【任意後見契約】（預金3000万円）

本人:父 任意後見受任者:長女

信託の機能

「意思凍結機能」

委託者の判断能力が低下しても、委託者が死亡しても、委託者の意思に基づき設定された信託は継続する

「倒産隔離機能」

受託者が分別管理義務を果たしていれば、委託者・受託者の債権者は差押できない

「財産承継機能」

現受益者が死亡したとき受益権を新受益者へ承継することができる

また、信託が終了したときの残余財産の帰属先を決めることができる

D　民事信託の基本的理解

商事信託と民事信託

「商事信託」「民事信託」「家族信託」の法律上の定義はなく、一般的に使用されている名称としても定着しているとはいえない。

商事信託：受託者（信託銀行・信託会社）が営業として引き受ける信託

民事信託：①受託者（親族）が営業ではなく引き受ける信託

②個人の財産管理や資産承継を目的とする信託

（信託銀行が取り扱う上記②に属する信託（例えば「特定贈与信託」）を「民事信託」と分類する文献もある。）

「信託業は、免許を受けなければ、営むことはできない」とする信託業法3条の規定もあることから、家族の財産管理や資産承継を信託目的とし、営業としてではなく、信頼できる家族が受託者となる信託のことを「民事信託」または「家族信託」と称する場合が多い。

D　民事信託の基本的理解

信託の設定

1．信託契約

委託者と受託者とが信託契約を締結する

契約締結時に効力は生ずるが、将来のある時期に効力を生じさせることはできる

2．遺言信託

信託契約と同様の内容を遺言により設定する

受託者候補者がその地位を受けない可能性がある

委託者の死亡により効力は生ずる

3．自己信託

委託者が自ら受託者となり、信託目的に従い、自己の一定の財産を管理・運用等する旨を公正証書等に記載して設定する

自己信託の不適切な活用による濫用・トラブルが危惧される

47

Q

1．信託契約の締結は、公正証書と決まっているものですか？

A

1．一部を除いて信託契約は公正証書でしなければならないわけではありませんが、契約内容の真正の担保、改ざんの防止の観点から公正証書で作成することが望ましいでしょう。

①推定相続人全員の合意が取れていないケース、②委託者の意思能力に疑義を呈されかねないケース、③数十年の長期にわたり続くと見込まれるケースなどは、公正証書化することが特に重要と思われます。また、信託口口座開設の条件として公正証書化を要求する金融機関もあります。

Q

2．受託者候補者がその地位を受けない場合とは、具体的にどのような場合ですか？

A

2．信託の受託者はその責任と事務負担が求められますので、それらを自身で担えないと思われることが考えられます。

Q

３. 自己信託の不適切な活用による濫用・トラブルとは？

A

３.　委託者と受託者が同一人であることから、執行免脱、財産隠匿等の委託者の債権者に対する詐害行為が主に懸念されています。

受託者の義務

①信託事務遂行義務（信託法29条1項）　信託の本旨に従う
②善管注意義務（信託法29条2項）　善良な管理者
③忠実義務（信託法30条）　受益者のため忠実に
④公平義務（信託法33条）　受益者間の公平を図る
⑤分別管理義務（信託法34条1項）
受託者固有財産と信託財産との分別と他の信託財産との分別
　登記・登録できる財産　→　当該信託の登記又は登録
　動産（金銭を除く。）　→　外形上区別することができる状態で保管する方法
　金銭等の財産　→　その計算を明らかにする方法

D　民事信託の基本的理解

受託者の会計事務

①受託者は、信託事務の計算、信託財産に属する財産、信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、信託帳簿を作成しなければならない

②受託者は、毎年一回、一定の時期に、貸借対照表、損益計算書、信託利益処分計算書等を作成しなければならない
また、これらの書類を作成したら受益者に報告しなければならない

③委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる

Q

とても、一般人の知識でできるものと思えないのですが、受託者とは具体的にどのような人がなっているのですか？

このような知識に乏しい人が受託者の場合、誰か専門職が支援をしているものですか？

A

専門職の支援を受けながら家族が受託者となるケースが想定されています。

受託者の責任

【受託者の無限責任】

受託者が信託事務を処理するために負担した債務は、まずは、信託財産の中から支払う。

しかし、信託財産が不足するような場合は、受託者の固有財産から支払わなければならない

受託者が交代すると、前受託者が負っていた信託に関する債務は、新受託者に承継される。しかし、前受託者（前受託者が死亡した場合はその相続人）は、自己の財産をもって、この債務を弁済する責任を負う

新受託者は、前受託者から承継した信託に関する債務について、信託財産のみで支払う責任を負い、自己の財産をもって支払う責任は負わない

D　民事信託の基本的理解

受益者保護のための機関

①信託監督人

信託行為において、受益者が現に存する場合に信託監督人を選任することができる

受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別の事情がある場合において、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき等、裁判所は信託監督人を選任することができる。

権限：受託者の監督権限

②受益者代理人

受益者が短期間に変動したり、多数である場合、信託行為の定めにより選任する

権限：受益者の権利行使

51

Q

「信託行為の定め」とは具体的にはどのようなことですか？

A

信託契約や遺言信託の内容として、受益者、信託の目的、信託財産、管理・処分の方法、終了事由等を具体的に定めたものです。

D　民事信託の基本的理解

成年後見制度との比較

	成年後見制度	民事信託
管理する財産	全財産を管理対象にすることができる	信託で設定した信託財産を管理する 信託時以降に取得する年金・保険金等は管理できない
法律行為等	身上監護事務や遺産分割等の法律行為や訴訟行為も対応できる	身上監護事務や遺産分割等の法律行為や訴訟行為は対応できない
債務	後見人は被後見人の債務は負わない	受託者は信託の債務を負う
収益不動産の建築	可能な場合とそうではない場合がある	可
監督	後見人の家庭裁判所への定期報告があり、家庭裁判所が監督する　場合によっては後見監督人が選任される	信託行為により信託監督人を選任することができる　裁判所による監督はない
本人の死亡	被後見人の死亡により後見は終了する	委託者が死亡しても信託は終了しない
報酬	後見人・後見監督人の報酬負担がある	家族である受託者が適正額であれば報酬を受領してもよい

D　民事信託の基本的理解

遺言との比較

	遺言	民事信託
承継する財産	全財産を包括的に承継できる	全財産を包括的に承継できない 信託で設定した財産を承継できる
効力発生	遺言者の死亡により効力が生じる	信託契約の場合は原則契約締結により効力が生じる 遺言信託の場合は委託者の死亡により効力が生じる
秘匿	遺言書を作成したことを秘匿できる	所有権を移転するので信託したことを秘匿しづらい
連続的な承継	自分の財産を次の誰かに承継させる 連続的な承継はできない	定めた受益者が死亡した場合次の受益者を指定して連続的な承継ができる
身分行為	子の認知、未成年後見人の指定ができる	子の認知、未成年後見人の指定はできない

民事信託の贈与税等

【受益者等課税信託のうち委託者:個人、受益者等:個人のケースで対価の支払いがない場合】
（信託収益の発生時に課税）

1．信託設定時（委託者=受益者の場合） 実質的な財産の移転はないため課税なし		
2．信託設定時（委託者≠受益者の場合）		
	委託者	課税なし
	受益者	贈与又は遺贈による取得とみなして贈与税又は相続税の課税あり
3．前受益者等から新受益者等に受益権が移転した場合		
	前受益者等	課税なし
	新受益者等	贈与又は遺贈による取得とみなして贈与税又は相続税の課税あり
4．信託終了時（前受益者等=帰属権利者等の場合）実質的な財産の移転はないため課税なし		
5．信託終了時（前受益者等≠帰属権利者等の場合）		
	前受益者等	課税なし
	帰属権利者等	贈与又は遺贈による取得とみなして贈与税又は相続税の課税あり

＊「受益者等」「帰属権利者等」には、「受益者としての権利を現に有する者」のほか「みなし受益者（特定受益者）」が含まれます（所得税法13条1項2項、相続税法9条の2 1項5項）

D　民事信託の基本的理解

民事信託のまとめ

1．民事信託は、成年後見制度を補完することが可能だが、その利用に代わるものではない

2．成年後見制度と民事信託のそれぞれのメリットを活かした併用が望ましい

3．民事信託は、受託者自身や関係者の利益を図る等濫用されやすいので、信頼できる受託者を選ぶことが重要である

4．信託法、会計、税務に精通した専門職の関与が不可欠である。

55

Q

「家族信託のほうが任意後見よりも良いって聞いたんだけど、どうなのかしら？」という相談をご本人からされた場合、どのような点に注意して相談対応したら良いでしょうか？

A

任意後見制度と信託はそれぞれ機能が違いますので、スライド51を利用しながらそれぞれのメリットとデメリットを説明して下さい。

Q

ご家族から同様の相談を受けた場合に、ご本人からの相談とは別に注意した方が良い点がありますか？

A

信託の当事者（委託者）は家族ではなく高齢者本人ですので、本人の判断能力の状況や各制度利用の意向について確認してください。

また、周囲の意向が先行する場合も考えられますので、本人の利益にとってどのような制度利用が望ましいか、という観点が重要であることを説明してください。

Q

信頼できる「民事信託」の相談窓口とは、どのようなところですか？？

A

現状では民事信託に精通した専門職はそれほど多数存在するわけではありません。

専門職団体に照会する等して各地域で適切な担い手を探してください。

Q

紹介する場合の注意点がありますか？

A

一機関のみを紹介するのではなく、複数の機関を並立的に紹介してください。

また、専門職の場合はその個人を紹介するのではなく、複数の専門職団体を提示して、そこから推薦を得られるように紹介してください。

話し合ってみましょう

- 「今後のこと」を不安に思う人へ、これから
  どのようなことに取り組もうと考えましたか？

任意後見制度のまとめ

１．何も言わない高齢者にも「このような生活をしたい」「このように支援してほしい」という想いはあるはず

２．任意後見制度を利用して健康なうちに自ら準備をしておくことが望ましい

３．本来であれば法定後見制度より任意後見制度が利用される社会であるべきではないだろうか

４．任意後見制度が多く利用されるためには、中核機関の機能によってご本人の秘めた想いを引き出してほしい

５．中核機関においては積極的に任意後見制度が利用されるよう関わっていただきたい